

令和2年5月21日

長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた会議及び行事
等の再開について

本市においては、令和2年4月10日に「会議及び行事等の中止又は延期の判断及び対応方針（第3弾）」を示し、新型コロナウイルス感染症対策を実施しているところですが、5月14日に国において、愛知県が法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されました。一方愛知県では、引き続き感染症防止対策の実施が必要との判断から、独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動レベルを上げていくことを発表しています。

これらを踏まえ、本市が主催・共催する会議、行事等については、6月1日（月）以降、再開することとします。しかしその後も持続的な対策が必要になると見込まれることから、国の「新しい生活様式」の実践も踏まえて実施の判断及び対応などの方針を下記のとおりとします。

記

1 会議及び行事等で使用する施設の利用再開について

市が主催・共催する会議及び行事等で使用する施設の利用に関しては、開

催の状況及び形態等に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、利用者等の動線や接触等を考慮したリスクを勘案して対策を検討する。

2 リスクについて

(1) 接触感染の場合

接触感染では、手洗いや手指消毒とともに、他者と共有する物品や手が触れる箇所とその頻度を勘案することに留意する。また、多く接触する箇所（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気等のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、リモコン、蛇口、手摺り、トイレの便座、便座の蓋、トイレットペーパーのカバーや水洗レバーなど）は、特に注意を要する。

(2) 飛沫感染の場合

飛沫感染では、換気状況を考慮しつつ、身体的距離の確保や、マスクの着用、室内等で大声を出す場の確認などについて注意を要する。

3 基本事項について

(1) 感染症防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保：「3密」の回避（密閉、密集、密接）

- ・ 対人距離 2 m（最低 1 m）を確保する。距離が確保できない場合は、密にならないよう入場者の整理や入場制限（定員の半数など）を行う。
- ・ 施設の換気（2 方向以上の窓等を 1 時間に 2 回以上開けるなど）

イ マスクの着用

- ・ マスクは、必ず着用する。

ウ 手洗い

- ・ 手洗いは、水と石鹼で時間をかけて丁寧に洗う。（手指消毒でも可）

(2) 症状がある方の入場制限等

- ・ 利用前には体温測定など健康チェックを行う。
- ・ 発熱又は風邪等の症状がある場合は、入場しないように呼びかけ、無理せずに自宅で療養とする。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備えて、個人情報の取り扱いに十分留意しながら、利用者等の名簿を適正に管理する。

(3) 消毒等

ア 施設等

- ・ 出入口及び施設内に、手指消毒のため、水と石鹼による手洗い場や、手指消毒用アルコール等を設置する。
- ・ 施設を使用した際には、通常の清掃後に、他者が触れた箇所や物品等

を清拭消毒する。なお、手が触れることがない床や壁は通常の清掃でよい。

- ・ 他者と共有する物品や手が触れる箇所は、最小限となるように工夫し、適切に消毒を行う。(前述2 (1) 参照)
- ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸等)は、適切に洗浄消毒等を行う。

イ 施設内のトイレ

- ・ 他者が接触する箇所(ドアノブ、トイレの便座、便座の蓋、トイレットペーパーのカバーや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う。
- ・ 汚物を流す際は、便座の蓋を閉めて流す。
- ・ 共用のタオルは禁止する。

ウ 共用スペース(会議室・休憩スペース等)

- ・ 一度に利用する人数を制限し、会話や食事等は対面で行わない。また、対人距離2m(最低1m)を確保する。(前述3 (1) ア参照)
- ・ 施設の換気を行う。(前述3 (1) ア参照)

エ ごみの処理

- ・ 鼻水や唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ごみを回収する際は、手袋とマスクを着用し、脱いだ後は、必ず水と

石鹼で手洗いを行う。(手指消毒でも可)

オ その他

- ・ 高齢者や持病のある方、妊婦等については、感染した場合のリスクが高いことから、主催者において、より慎重で徹底した対応を検討する。

以上